## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三川町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

#### 1. 三川地域

### (1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、永年にわたり良質米の安定的な生産と供給に取り組み、全国に「米どころ」としての地位を築き上げる一翼を担ってきた。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要であるとともに、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業により農村における地域資源の維持管理等の活動を推進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式をさらに普及・拡大し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	三川区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に 掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

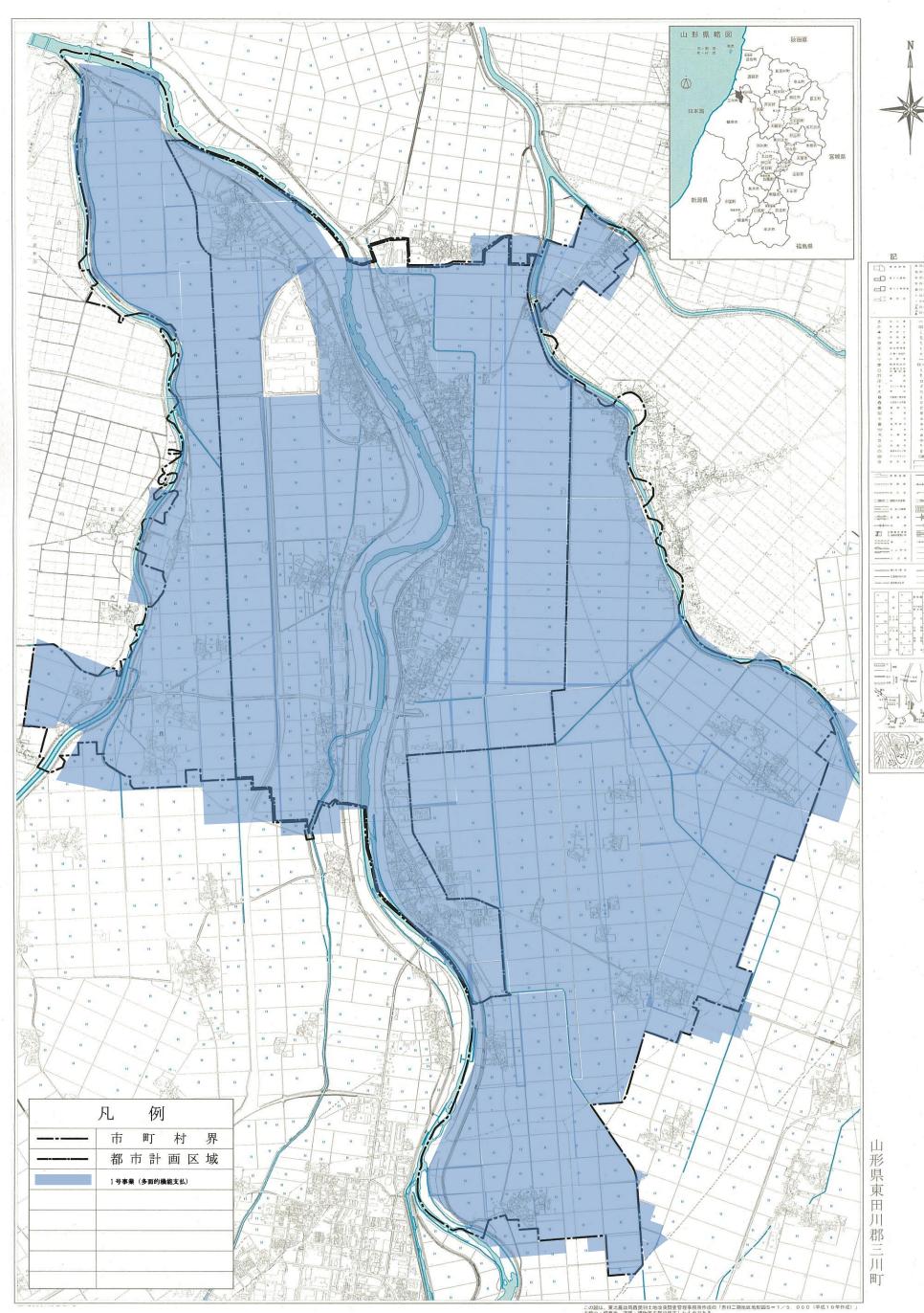
設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。

# 三川町促進計画区域図

# (別紙)



1:25,000

0 500 1000 1500

# 三川町促進計画区域図

# (別紙)

